

平成23年1月21日

特 許 庁

第3回多国間特許審査ハイウェイ実務者会合の結果について

1月19日、20日、東京において第3回多国間特許審査ハイウェイ（多国間PPH）会合を開催いたしました。我が国を含め、米国、欧州、中国、韓国等の主要な19の国・地域の知的財産庁・機関の実務者が参加し、特許審査ハイウェイ（PPH）の申請要件・手続の共通化、関連する統計情報の提供及びユーザーへの周知活動などについて検討を行いました。

今回の会合では、PPH申請要件の一部についての共通化、各庁のPPH関連情報をワンストップで入手できるPPHポータルサイトの充実について合意が得られ、多国間PPHの枠組みの更なる発展に向けた着実な進展が見られました。

1. 背景

企業等のグローバルな活動の拡大に伴って、複数の国で特許権を取得するニーズが高まり、同一内容の発明が世界各国の特許庁に出願されています。これが全世界的な出願件数の増加につながり、世界の各国特許庁では審査負担の増加が大きな課題となっています。この課題に対し、我が国は、国際的なワークシェアリングを進めるため、第1国の特許庁で特許可能と判断された出願について、その審査結果を活用することにより、第2国の特許庁において簡易な手続きで早期審査を受けることのできる特許審査ハイウェイ（PPH）の取組を各国とともに進めてきました。

一方、PPHの利用が進むにつれ、各国ごとに異なるPPHの申請要件・手続の共通化が新たな課題となり、また、ユーザーからは、関連する統計情報の提供、ユーザーへの周知活動等について多くの要望が寄せられるようになりました。このため、これまでそれぞれ2回の多国間PPH長官会合及び実務者会合を開催し、PPHの利便性をさらに高めるための検討を重ねてきました。

2. 参加国・機関

日本、オーストリア、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、欧州特許庁（EPO）、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、韓国、

メキシコ、ノルウェー、ロシア、シンガポール、英国、米国、世界知的所有権機関（WIPO）

（全19の国・機関）

3. 会合の結果概要

今般の第3回多国間PPH実務者会合には、主要な19の国・地域の知的財産庁・機関が出席しました（参加した国・地域の知的財産庁への出願件数は、全世界の出願件数約186万件的約90%（2007年））。

会合では、PPHのユーザーの利便性やワークシェアリングの効果の更なる向上に向けた検討を行い、次回のPPHに関する多国間長官会合に報告することになりました。主な合意事項は以下のとおりです。

- 最初に出願された国がどこであっても、PPHを実施している国の審査結果を利用できる仕組みの構築について、その具体化に向けた検討を更に推進することに合意。
- PPH申請時の要件の一つである特許請求の範囲の対応要件について検討。その共通の定義について合意。
- 我が国特許庁が管理するPPHポータルサイト（※）のコンテンツや統計情報の拡充に向け、各国知的財産庁・機関が協力することに合意。
- ユーザーへの周知活動について、各国知的財産庁・機関が今後積極的に行っていくことに合意。

（※）PPHポータルウェブサイトのURL

<http://www.jpo.go.jp/pph-portal/index.htm>

（本発表資料のお問い合わせ先）

特許庁特許審査第一部審査企画室

担当者：安田、武重

電話：03-3581-1101（内線 3103）

特許庁総務部国際課

担当者：新留

電話：03-3581-1101（内線 2568）